

令和6年度北区会計年度任用職員（職員課）  
募集案内

1 対象

職名	職務内容	採用予定数
事務補助	一般行政事務の職務補助	常勤職員の欠員等の数
福祉補助	福祉・保育士・児童指導の職務補助	
衛生監視補助	保健所、環境主管課等における監視、測定、分析等及び保健所における食品衛生監視等の職務補助	
学芸研究補助	学芸研究の職務補助	
歯科衛生士補助	歯科衛生士の職務補助	
栄養士補助	栄養士の職務補助	
保健師補助	保健師の職務補助	
看護師補助	看護師の職務補助	
技能補助	技能系職種の仕事に係る補助	
清掃作業補助	清掃作業等の職務補助	
自動車運転補助	清掃事務所等における庁有車の運転等の職務補助	
地域保健支援員	地域保健に関する相談・認定・調査等の業務	

2 受験資格

職名	経歴・資格・免許
事務補助	—
福祉補助	社会福祉士若しくは児童指導員の資格を有する者又は保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者
衛生監視補助	食品衛生監視員及び環境衛生監視員の資格を有する者

学芸研究補助	学芸員の資格を有する者
歯科衛生士補助	歯科衛生士の免許を有する者
栄養士補助	栄養士の免許を有する者
保健師補助	保健師の免許を有する者
看護師補助	看護師の免許を有する者
技能補助	—
清掃作業補助	—
自動車運転補助	自動車運転の免許を有する者
地域保健支援員	保健師の免許を有する者

※地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

---

### 3 任用期間及び勤務場所

---

- (1) 任用期間 常勤職員に欠員等が生じている期間  
 ※最長で令和7年3月31日まで  
 ※常勤職員の復職等の状況によっては、任期が変更される場合があります。
- (2) 勤務場所 各課指定場所

---

### 4 勤務条件（予定）

---

- (1) 報酬額（地域手当相当額を含む）

職名	報酬区分	報酬額
事務補助	時間額	1,191円
福祉補助	時間額	1,200円
衛生監視補助	時間額	1,633円
学芸研究補助	時間額	1,633円
歯科衛生士補助	時間額	1,639円
栄養士補助	時間額	1,639円
保健師補助	時間額	1,644円
看護師補助	時間額	1,644円
技能補助	時間額	1,190円
清掃作業補助	日額	10,090円

自動車運転補助	日額	11,330 円
地域保健支援員	月額	245,790 円

※ 採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。

※ 通勤に係る費用は実費を支給します（1 か月の上限額：55,000 円）

※ この他に期末手当・勤勉手当の支給があります。

## （2）勤務日数・時間・休憩時間・時間外労働

職名	勤務時間	休憩時間 ※	時間外 労働	代表例※	勤務日数
事務補助 福祉補助 衛生監視補助 学芸研究補助 歯科衛生士補助	日 6 時間	1 時間	有	9:00～16:00 (休憩：12:00 ～13:00)	4 週 20 日 4 週 19 日 4 週 18 日 4 週 17 日 4 週 16 日
栄養士補助 保健師補助 看護師補助 技能補助	日 7 時間	1 時間	有	9:00～17:00 (休憩：12:00 ～13:00)	4 週 15 日 4 週 14 日 4 週 13 日 4 週 12 日
清掃作業補助 自動車運転補助	日 7 時間 45 分	1 時間	有	8:30～17:15 (休憩：12:00 ～13:00)	4 週 11 日 4 週 10 日
地域保健支援員	日 7 時間 45 分	1 時間	有	8:30～17:15 (休憩：12:00 ～13:00)	4 週 15 日

※勤務時間、休憩時間については、配属される勤務場所（シフト）によって変わります。

## （3）週休日・休日

週休日：〈官庁執務型の場合〉

日曜日、土曜日

※その他の週休日は、勤務表（シフト表）によって、4 週間ごとに定めます。

〈変則勤務型の場合〉

勤務表（シフト表）によって、変わります。

休 日：祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日、その他北区規則で定める日

## （4）加入保険

雇用保険、厚生年金保険、健康保険（該当する場合）

※任用期間が2 か月を超える場合には雇用保険の加入対象となります。

- (5) 就業場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項  
敷地内禁煙（区役所第一庁舎・北区清掃事務所には屋外に喫煙場所設置）

---

## 4 選考方法・申込方法

---

(1) 選考方法

書類選考及び面接

※書類選考合格者のみに面接のご連絡をいたします。なお、常勤職員に欠員等が生じていない場合には選考を行うことはありません。

(2) 申込方法

職員課人事係窓口（北区役所第一庁舎3階8番窓口）において、申込書（要：写真添付）を提出していただきます。

※申込書（登録台帳）の有効期限は、登録年度の翌年度末までです。  
有効期限経過後は、再度申込書の提出（台帳への登録）が必要です。

問い合わせ先

〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22

東京都北区総務部職員課人事係

TEL 03-3908-8031